

# 秋田県地球温暖化対策推進条例 計画書制度の概要

平成28年10月

秋田県生活環境部  
温暖化対策課

# 秋田県地球温暖化対策推進条例 制定時の状況

- 地球温暖化の防止は、人類共通の喫緊の課題
- 秋田県の温室効果ガス排出量(H19年度)は、京都議定書の基準年(H2年度)を27%上回っている。
- 県民総参加で地球温暖化対策に一層取り組んで行く必要がある。



平成23年3月14日に条例制定。

# 条例の要点

- ・**県・県民・事業者の役割と責任の明確化**

事業者：温室効果ガスの排出抑制等のための措置を  
自主的かつ積極的に講ずるよう努める

- ・**地球温暖化対策の基本的枠組みの明確化**

平成23年4月「秋田県地球温暖化対策推進計画」策定。今年度改定予定。

- ・**事業者等からの排出量に関する計画・報告**

→ **計画書制度**

- ・**秋田県の特性を踏まえた温暖化対策の推進**

秋田の森林づくり 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量認証制度 など

# 計画書制度

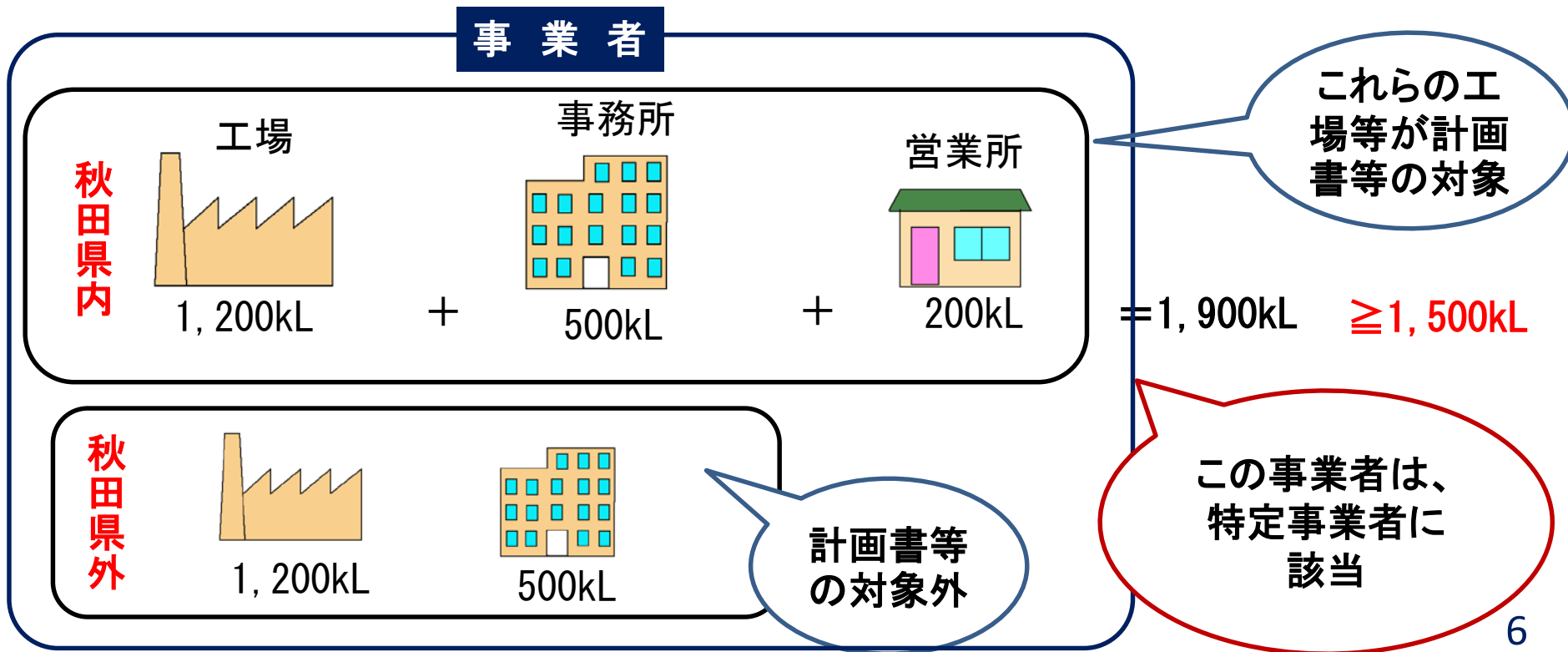
- 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者を、条例の「特定事業者」と位置づけ。
- 特定事業者は、温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出量等報告書を作成、県に提出する義務を有する。

# 特定事業者の要件

- ① 県内に設置している全ての事業所（工場、店舗、営業所など）に係る前年度のエネルギー使用量の合計が、原油換算で年間1,500kL以上の事業者（フランチャイズチェーンは、加盟している県内全事業所の合計）
- ② 県内に登録している自動車の前年度末日の台数が、トラック（被けん引車除く。）とバスは200台以上、タクシーは350台以上の自動車運送事業者。

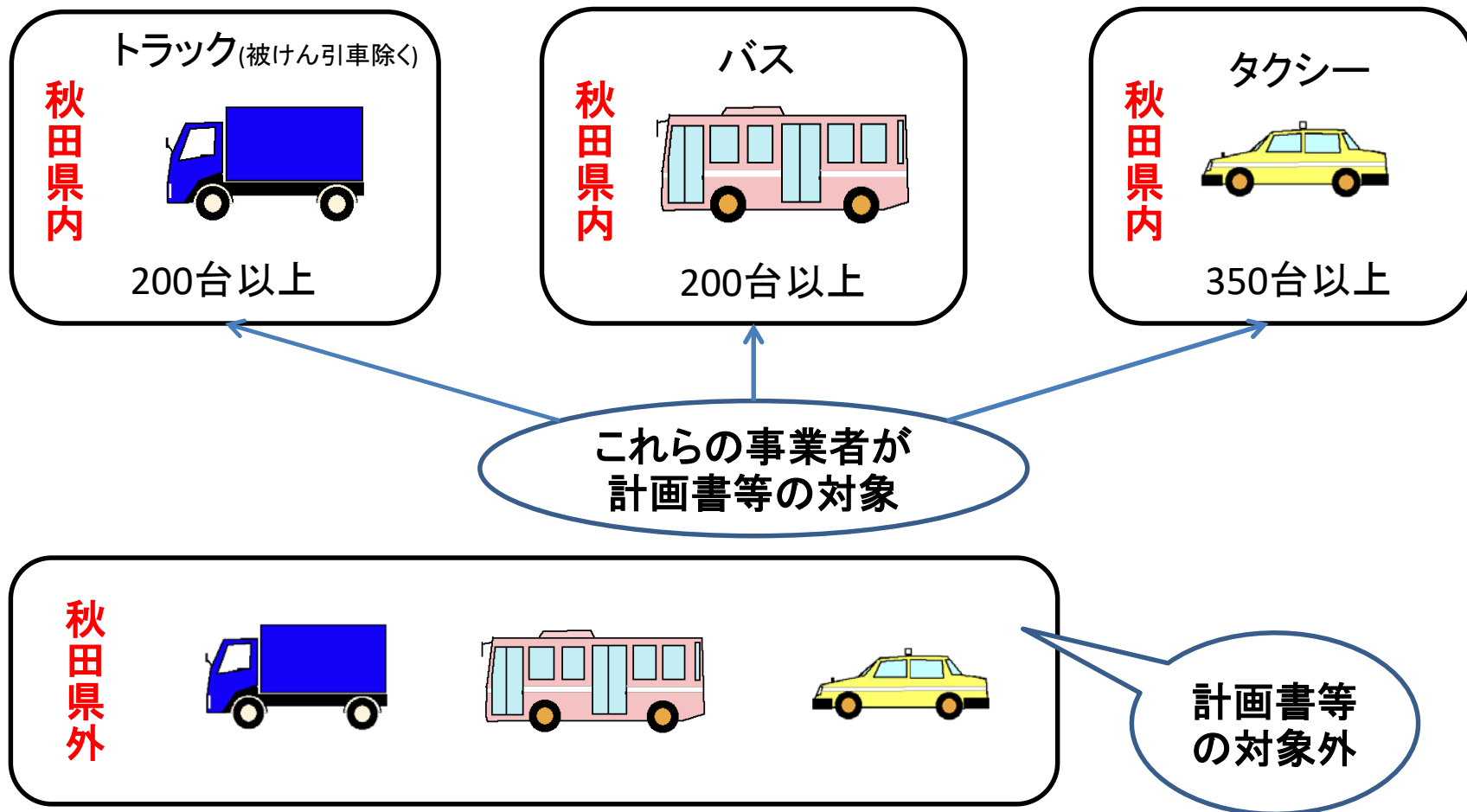
# 特定事業者（事業所関係）

- ・原油換算エネルギー使用量の算定方法は、省エネ法と同じ。
- ・制度の対象は、県内に設置されている事業所のみ。



# 特定事業者(輸送関係)

## ・自動車運送事業者(道路運送事業法第2条第2項)



# 対象となる温室効果ガスの種類

- ・原油換算エネルギー使用量で特定事業者かどうかを判断するが、計画書制度で排出抑制の対象となる温室効果ガスは、次のとおり。

温対法第2条第3項に規定する温室効果ガス

エネルギー起源CO<sub>2</sub>

+

温室効果ガスの種類ごとに定められている排出活動により排出される  
次の温室効果ガス

- ・非エネルギー起源CO<sub>2</sub>
- ・メタン
- ・一酸化二窒素
- ・ハイドロフルオロカーボン
- ・パーフルオロカーボン
- ・六ふっ化硫黄
- ・三ふっ化窒素

※温室効果ガスの種類ごとに、排出量が二酸化炭素換算で100t未満の場合は、温室効果ガスに算入しないことができます。



# 条例と省エネ法、温対法との比較

必要手続き	条例	省エネ法	温対法
エネルギー使用状況の届出(特定事業者等の指定)	規定なし	○(規定あり)	規定なし
エネルギー管理者等の選任、届出	規定なし	○(規定あり)	規定なし
報告書等対象の判定基準	エネルギー使用量	エネルギー使用量	従業員数及び温室効果ガスの排出量
対象となる温室効果ガスの種類	7種類の温室効果ガス※	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	7種類の温室効果ガス
排出量の抑制目標	規定なし	○(年平均1%以上の原単位の低減等)	規定なし
計画書・報告書の作成・提出	計画書及び報告書	計画書及び報告書	報告書

※エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、100t未満は算入しないことができる。

# 温室効果ガス排出抑制計画

- 温室効果ガス排出量の抑制目標や目標を達成するための取組方法等を記載した計画書を作成・県に提出。
- 提出は、7月末まで。
- 計画期間は、5箇年以内。
- 抑制目標は、事業者が任意に定める。(県では抑制目標は定めていない。)
- 抑制目標の基本は総排出量ベースであるが、原単位ベースを選択することも可能。
- 再生可能エネルギーの他への供給やクレジットの購入等を温室効果ガスの削減量にカウント可能

# 温室効果ガス排出量等報告書

- 計画期間中の温室効果ガス排出量や目標達成のために実施した取組等を記載した報告書を作成・県に提出。
- 提出は、前年度の実績を翌年度の7月末まで。  
(例:平成27年度の実績を平成28年7月末までに提出。)
- 再生可能エネルギーの他への供給やクレジットの購入等を温室効果ガスの削減量にカウント可能。

# 再生可能エネルギーの利用等

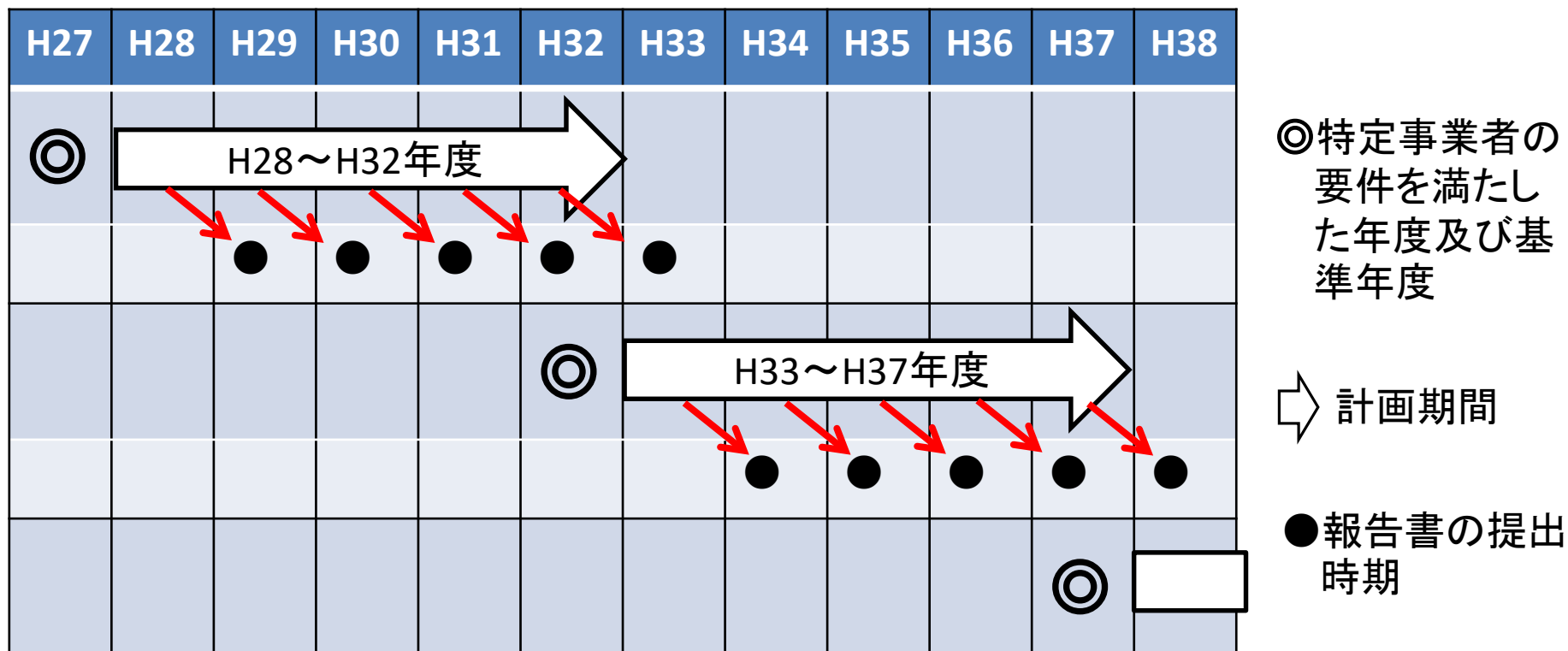
- 計画書や報告書の提出に当たっては、再生可能エネルギーの他への供給や国内クレジットの購入等による温室効果ガスの量を、事業活動に伴う温室効果ガスの削減量と見なすことができる。

対象となるもの(ただし、秋田県内に由来するもののみが対象。)

- ・再生可能エネルギー(電力及び熱)の他者への供給
- ・J-クレジット制度により認証されたクレジット
  - ・国内クレジット制度により認証されたクレジット
  - ・J-VER制度により認証されたクレジット
- ・グリーン電力証書
- ・グリーン熱証書
- ・秋田の森林づくり 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量認証制度

# 計画書制度の流れ(例)

- 平成27年度が基準年度で、計画期間を5年とした場合



※ 計画期間は、5カ年以内で任意に設定可能。

※ 計画期間中に特定事業者の要件を満たさない年があっても、原則、報告書の提出が必要。

# 計画書、報告書の基本構成

計画書、報告書ともに、提出部数は1部

## ● 計画書

様式第1号  
(計画書)  
第1面  
～第4面

+

基準年度分のみ添付

(別紙1)  
エネルギー  
使用量

(別紙2)  
温室効果ガス  
排出量の内訳

## ● 報告書

様式第2号  
(報告書)  
第1面  
～第4面

+

報告対象年度分

(別紙1)  
エネルギー  
使用量

(別紙2)  
温室効果ガス  
排出量の内訳

# 計画書の提出例

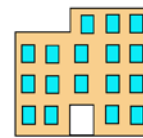
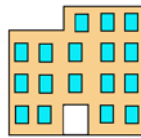
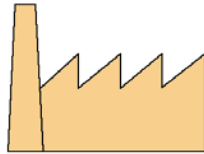
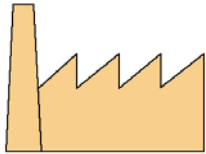
## 特定事業者

省エネ法の  
第1種エネルギー  
管理指定工場等

省エネ法の  
第2種エネルギー  
管理指定工場等

省エネ法における定期報告等で一度提出した値と同じ値を報告している小規模な事業所については、省エネ法定期報告等で報告した数値を用いることができる。

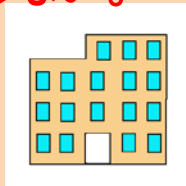
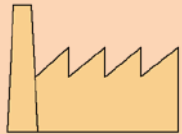
秋田県内



$$3,200\text{kL} + 1,800\text{kL} + 500\text{kL} + 200\text{kL} + 50\text{kL} + 10\text{kL} = 5,760\text{kL} \geq 1,500\text{kL}$$

計画書に含めない。

秋田県外



1,200kL

500kL



様式第1号  
第1面  
～第4面

(別紙1)  
エネルギー  
使用量

(別紙2)  
温室効果ガ  
ス排出量  
内訳書

# 計画書、報告書の概要の公表等

- 県は、特定事業者から、計画書や報告書の提出があったときは、その**概要**を公表する。
- 県は、計画書制度の施行に必要な限度において、事業者に必要な報告や資料の提出を求めたり、事務所等に立ち入りすることができる。
- 計画書や報告書を提出しないときや、虚偽の記載があったときは、勧告することができる。
- 勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。



# 計画の変更、廃止

## ●変更

- 計画書の内容を変更したとき(目標数値の変更や原単位に用いた指標の変更、目標数値に影響を与えるような取組の変更など)は、変更後の計画書を作成し、提出。
- 事業者の代表者、名称や所在地に変更があった場合も、変更後の計画書を作成し、提出。

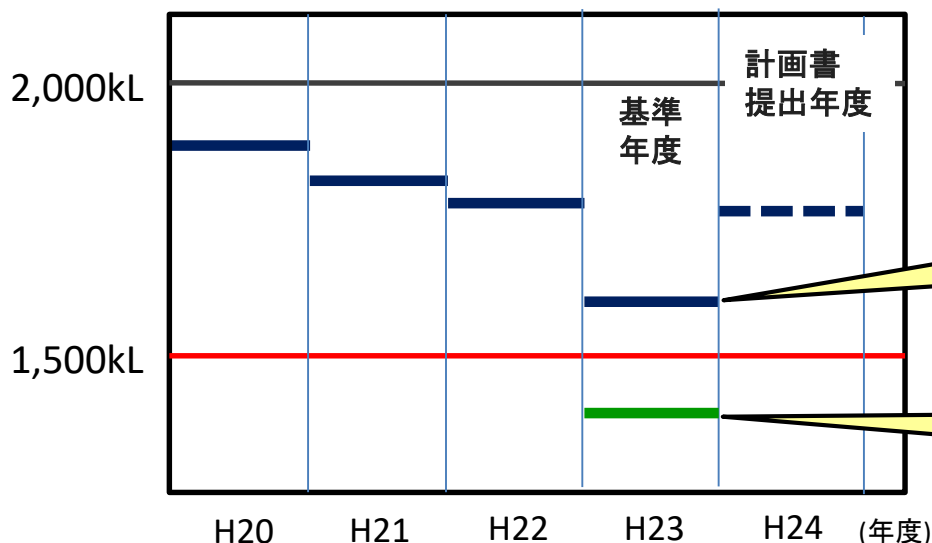
## ●廃止

- 計画期間中に、対策を実施したことにより、特定事業者の要件を満たさなくなった場合であっても、原則、計画期間終了までは報告書を提出。
- ただし、一部の事業所を廃止するなど、特別な事由により、計画期間終了まで特定事業者の要件を満たさないことが明らか場合は、計画を廃止することができます。

# 基準年度の取扱(特例)

- 基準年度は、原則として計画初年度の前年度。
- ただし、基準年度において事業活動が著しく変動した場合等の特別な事情がある場合は、前年度以外を基準年度とすることが合理的と認められるときは、県との協議により前年度以外(過去3年間の平均値又は前々年度)を基準年度とすることができます。

<例>



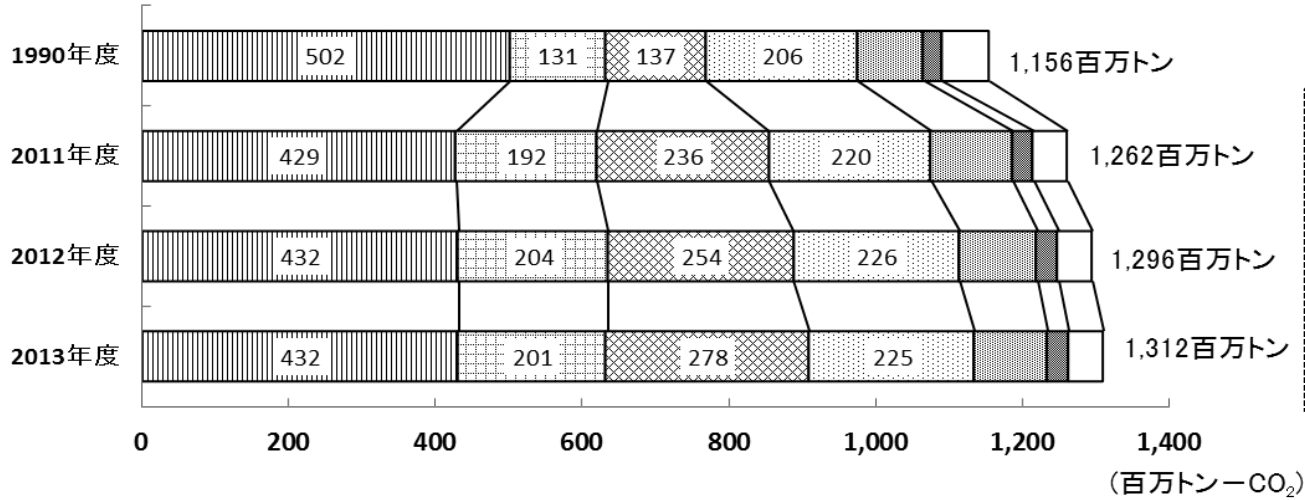
・著しく変動  
(基準年度の変更には、事前に県との協議が必要。)

・著しく変動し1,500kL未満となった場合は、特定事業者に該当しない

条例計画書制度の効果は？

# ○部門別CO<sub>2</sub>排出量の割合と推移

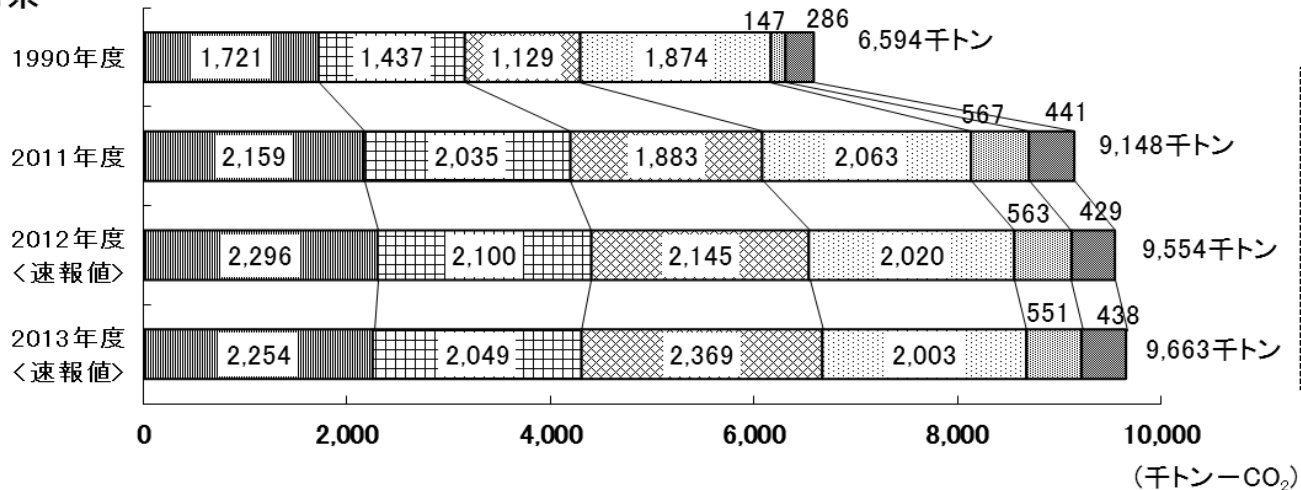
全国



全国 (H25)		
産業	33	%
家庭	15	%
業務	21	%
運輸	17	%

■産業 ■民生家庭 ■民生業務 ■運輸 ■エネルギー転換 ■廃棄物 □その他

秋田県



秋田県 (H25)		
産業	23	%
家庭	21	%
業務	25	%
運輸	21	%

■産業 ■民生家庭 ■民生業務 ■運輸 ■エネルギー転換 ■廃棄物

秋田県における温室効果ガス排出量は、

○全国と比較し、産業部門の割合が小さく、民生家庭部門、運輸部門の割合が大きい。

○産業・家庭・運輸部門は前年度より微減したが、民生業務部門は増加傾向のまま。



報告書提出事業者の温室効果ガス排出量 単位 千トン-CO2

区 分		事業者数	温室効果ガス排出量				
			基準年度	平成26年度	目標年度	平成25年度	平成24年度
特定事業者		142	3,480	3,649	3,415	3,802	3,581
原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業者	産業部門	66	1,772	1,841	1,749	1,892	1,742
	業務・その他部門	71	1,666	1,769	1,625	1,870	1,798
	自動車運送事業者	5	42	39	41	41	41
一般事業者		1	0.4	0.6	0.4	0.6	0.5
計		143	3,480	3,650	3,415	3,803	3,581

※ 業務・その他部門には、非エネ起源CO<sub>2</sub>を含む

# 本制度で分かったこと

特定事業者の排出量が県全体に占める割合

- 産業部門            H24:76%     H25:84%
- 民生業務部門    H24:34%     H25:33%

※省エネ法では、国全体で産業部門の9割、  
業務部門の約4割が規制対象



産業部門における特定事業者の割合が全国よりも小さめ

→ 本県の一般的な特徴(大規模な工場が少なく、中小が多い)と整合

県全体の温室効果ガス排出量の算定値と矛盾しない → おおむね正確な推計

計画書制度には、民生業務部門からの排出量を抑制する効果は少ない



「再生可能エネルギーの他への供給や国内クレジットの購入等による温室効果ガスの量を、事業活動に伴う温室効果ガスの削減量と見なすことができる」



これまでのところ、実績ゼロ

本県の産業部門、業務部門には、「カーボン・オフセット」の概念が浸透していない。

# 秋田県地球温暖化対策推進条例

## 秋田県の特性を踏まえた温暖化対策の推進

「再生可能エネルギーの導入や森林吸収源対策など、  
本県の特性を踏まえた温暖化対策の推進を図る」

- ・再生可能エネルギーの普及促進
- ・森林吸収源対策



特定事業者と連携して進められないものか？

# 制度を進める上で大切な視点

- 省エネ法の規制がかかる事業者が、条例計画書制度の対象にもなっている。
  - 規制的な指導を行う場合、国と県の両方から、ほぼ同じ内容の指摘を受ける可能性大。
- 規制部分は省エネ法(国)に任せ、条例では、省エネに向けた効果的な支援を行うことに主眼を置いた指導をおこなう方法もある

# 問い合わせ先等

- 秋田県生活環境部 温暖化対策課  
調整・省エネルギー班  
電話：018-860-1573 FAX：018-860-3881  
E-mail：en-ondanka@pref.akita.lg.jp

## 【ウェブページ】

美の国あきたホーム > くらし・環境 >

自然・環境 > 地球温暖化防止

アドレス <http://www.pref.akita.lg.jp/en-ondanka/>